

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月27日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	和歌山県
3. 市区町村名	新宮市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.shingu.lg.jp/forms/info/info.aspx?info_id=35921

執行機関名 新宮市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	新宮市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例による支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		新宮市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一 第2項 新宮市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例(平成17年新宮市条例第84号)による支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法第1条、第3条	新宮市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。 第三条 国及び地方公共団体は、母子家庭等及び寡婦の福祉を増進する責務を有する。	この条例は、ひとり親家庭等の父又は母及び児童に対し、医療費の一部を支給することにより、その健康の保持及び増進を図り、もってひとり親家庭等の福祉の向上に資することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		新宮市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例